

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和4年8月31日（水）16:00～17:06
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 座長   | 八田 達夫  | アジア成長研究所理事長<br>大阪大学名誉教授                        |
| 座長代理 | 原 英史   | 株式会社政策工房代表取締役社長                                |
| 委員   | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授<br>医療法人社団混志会 社員・理事                   |
| 委員   | 安念 潤司  | 中央大学大学院法務研究科教授                                 |
| 委員   | 落合 孝文  | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研<br>究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員   | 岸 博幸   | 慶應義塾大学大学院教授                                    |
| 委員   | 菅原 晶子  | 公益社団法人経済同友会常務理事                                |
| 委員   | 中川 雅之  | 日本大学経済学部教授                                     |
| 委員   | 本間 正義  | アジア成長研究所特別教授<br>東京大学名誉教授                       |

#### <関係省庁>

- |        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 伊藤 史恵  | 文部科学省高等教育局医学教育課長                |
| 堀岡 伸彦  | 文部科学省高等教育局医学教育課企画官              |
| 相原 恵子  | 文部科学省高等教育局医学教育課課長補佐             |
| 境 啓満   | 文部科学省高等教育局医学教育課課長補佐             |
| 太田 美紀  | 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課薬事企画官           |
| 磯崎 正季子 | 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課国際医薬審査情報分析<br>官 |

#### <事務局>

- |        |                 |
|--------|-----------------|
| 淡野 博久  | 内閣府地方創生推進事務局長   |
| 山根 英一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長  |
| 三浦 聡   | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡   | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 小山内 司  | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 杉山 忠継  | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

(議事次第)

- 1 開会
  - 2 議事 薬学部の新設・増員の抑制について
  - 3 閉会
- 

○正田参事官 本日は、文部科学省と厚生労働省に御出席いただいております。両省から資料を御提出いただいております。資料、それから議事要旨の取扱いでございますけれども、厚生労働省の資料及び議事要旨については公開ということでございますが、文部科学省の資料及び議事要旨については一部非公開にしたいとの申出を受けております。これについては文部科学省から、その理由と非公開にしたい具体的な範囲について御説明いただけますと幸いです。

文部科学省、よろしく願いいたします。

○伊藤課長 御紹介いただきまして、ありがとうございます。文部科学省の医学教育課長をしております伊藤でございます。本日、どうぞよろしく申し上げます。

御指摘いただきました件でございますけれども、資料の3ページ、4ページに関わるところでございますが、個別の大学の課題に触れる部分、また大学が対外的に公表していないデータを含んでおりますので、こういった対外的に公開していないような資料の部分に関しましては、やりとりも含めまして非公開ということ御理解を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○正田参事官 八田座長、よろしゅうございますでしょうか。

○八田座長 対外的に公開していないということだけでは理由にならないと思っておりますけれども、個別の特定の大学なり企業の名前が出ているということは十分な非公開の理由になると思っておりますので、非公開にさせていただきます。

○原座長代理 原です。

確認ですけれども、個別の大学名などが出ている部分に関してだけということですね。そのほかの資料ややりとりについては公開するということによろしいですね。

○八田座長 3ページと4ページということですね。

○伊藤課長 そうでございます。

○八田座長 それ以外は公表ということですね。

○伊藤課長 はい。3ページ、4ページに関わるやりとりも含めまして非公開ということで、個別の大学に関わる話になりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それ以外に関しましては、御指摘のとおりだと思っております。

○正田参事官 委員の皆様方もよろしゅうございますでしょうか。そういう形で、資料と議事要旨の取扱いについてはお願いしたいと思っております。

本日の流れでございますけれども、厚生労働省、それから文部科学省からそれぞれ10分程度、全体で20分程度説明をいただきまして、その後、委員の皆様方から質疑応答、意見交換という形で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、八田座長、引き続きよろしくお願ひいたします。

○八田座長 それでは、まず厚生労働省からお願ひいたします。

○太田企画官 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の太田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、厚生労働省より資料を御説明させていただきます。

資料の1ページ目からになります。

厚生労働省のほうで実施している「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」の関連部分を本日は御紹介させていただきます。

この検討会でございますが、薬剤師に関しては、薬学教育6年制課程が平成18年に開始されて以降、地域包括ケアシステムの一員としての薬剤師の対応であったり、医療機関におけるチーム医療の進展、さらには平成27年に出しました「患者のための薬局ビジョン」におけるかかりつけ薬剤師・薬局の推進、さらに令和元年12月に公布された改正薬機法など、かなり薬剤師に求められる役割が変化してきているといった状況を踏まえまして、今後の薬剤師の養成や資質向上等に関する課題について検討をしている検討会でございます。

検討項目としては、薬剤師の需給調査を実施した結果も踏まえまして、薬剤師の養成であったり、資質向上に関する事項、今後の薬剤師の在り方全般について検討をしたものでございまして、令和2年7月から開催いたしまして、昨年6月に一旦取りまとめという形で取りまとめを行ったところでございます。

続いて2ページ目を御覧ください。この検討会の中でも検討の材料にもなりました薬剤師の需給推計の結果でございます。

まず、供給につきましては、機械的な推計は、現在の薬剤師数の将来推計と、今後新たに薬剤師となる人数の推計を基に供給総数を推定したものでございます。また、今後の大学進学者数減少に伴い養成数が一定割合減少すると仮定した場合も推計をいたしまして、これは人口減少を考慮した推計ということで、それぞれ●と○で表記をしているところでございます。

一方、需要推計につきましては、薬局の業務、医療機関の業務、さらにその他の施設に従事する薬剤師の業務を現在と同程度で推移するという前提で推計した場合と、今後目指すべき姿とに基づき、薬剤師の業務がさらに充実した場合を仮定した推定という形で、ある程度一定の範囲を定めて推計を見積もった結果でございます。

結果としましては、おおむね今後10年間は需要と供給は同程度で推移しますが、将来的には需要が業務充実により増加すると仮定したとしても、供給が需要を上回り、薬剤師が過剰になるといったところで、薬剤師業務の充実と資質向上に向けた取組が行われない場合には、需要が減少し、供給と差が一層広がることになると考えられるとしております。

ただし、本需給推計は変動要因の推移を基に仮定条件を置いて推計したものでありますので、現時点でも地域偏在等により、特に病院を中心とした従事先の偏在などもございますので、現場の不足感というものは一部あるといったところは否めないところでございます。

さらに、今後も継続的にこういった需給推計を行って、地域偏在等の課題への対応も含めた検討に活用すべきということで、現在、厚生労働省ではこういった結果も踏まえまして、偏在対策としまして、全国における調査や対応策の検討も進めているところでございます。

3 ページ目は御参考ですが、OECD加盟国における人口10万人当たりの勤務薬剤師数の数をお示ししたものでございます。

この報告によりますと、人口10万人当たりの薬剤師数はOECD加盟国の中では日本が最も多いという結果が出ております。

また、2000年～2019年の伸びに関しましても、日本が突出して多いという状況が確認されているところでございます。

続きまして、4 ページ目を御覧ください。需給推計の結果も踏まえまして、昨年6月に取りまとめを行った結果について抜粋したものを御紹介させていただきます。

現状としましては、6年制導入の前後に薬学部・薬科大学の新設が相次ぎまして、入学定員数は4年制当時と比較して大幅に増大している状況でございます。

一方で、毎年入学定員を充足していない大学であったり、入学試験の実質競争倍増が低い大学が存在していることも事実でございます。

進級率、卒業留年率が大学によって非常に大きな差がある状況であり、標準修業年限で卒業し、国家試験に合格できる学生は、私立大学では6割に満たない状況でございます。学生の質の維持に課題のある大学が存在しているところでございます。

課題でございますが、今後、人口減少により大学進学者数が減少すると予測される中で、仮に現状の入学定員を維持した場合に次のような課題が生じるということで挙げています。

一つ目は、入学定員を充足していない大学や入学試験の実質競争倍率が相当低い大学がさらに増加する可能性がある。

また、入学者の学力の更なる低下により、卒業、国家試験合格が困難な学生がさらに増加する可能性がある。

また、将来的に薬剤師が過剰になった場合、薬剤師免許を取得しても、待遇面の問題を含め、十分な就職先の確保が困難となり、学生が薬剤師に魅力を感じなくなる可能性がある。

さらに、大学数や学生数が維持されると、今と同程度の教員を確保し続ける必要がある。

最後の5 ページ目でございます。今後の対応としまして、将来的に薬剤師が過剰となると予想される状況下では、今回の需給推計の精査を引き続き行うことが必要であります。入学定員数の抑制も含め教育の質の向上に資する、適正な定員規模の在り方や仕組みなど

を早急に検討し、対応策を実行すべきと。

さらに、上記の検討とともに、薬剤師確保の取組を含め、薬剤師の偏在を解消するための方策を併せて検討することが重要という形で取りまとめに記載されたところでございます。

厚生労働省からは以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それは、文部科学省から続けてお願いいたします。

○伊藤課長 文部科学省から、1ページ目に基づきまして御説明を申し上げたいと思いません。

ただいま厚生労働省から御説明いただきましたとおり、検討の経緯といたしましては、昨年6月に厚生労働省で開催されています「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」におきまして、仮に現状の入学定員を維持した場合に、将来的な薬剤師の供給過剰、ひいては学生の就職先の確保が困難になるということ。また、薬剤師の養成といった観点からは、優秀な学生の確保が困難になる可能性が指摘されまして、ただいま御紹介いただきましたとおり、入学定員数の抑制も含め、教育の質の向上に資する適正な定員規模の在り方や仕組みを早急に検討し、対応を実行すべきという報告がまとめられたところでございます。

こういった薬剤師制度の所管官庁からの要請を受けまして、文部科学省におきましても、昨年8月から「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」を設けて審議をしてきたところでございます。

また、3ポツになりますけれども、財政制度等審議会から今年5月に薬剤師の増加に関しましては将来的に薬剤師が過剰となるという予想がされていて、増加傾向にある薬学部・薬科大学の入学定員の抑制も含め、教育の質の向上に資する適正な定員規模の在り方、仕組みを早急に検討し、対応策が実行されなければならないということが併せて指摘されたところでございます。

こういった制度所管官庁、財政当局からの指摘も踏まえて、最終的に今年8月16日に検討会においての報告書をまとめていただきました。内容としましては、地域偏在への対応を例外としつつ、入学定員の抑制を含むという方向性がまとめられたところでございます。

その方向性に関しまして、定員抑制の関連部分について以下まとめておりますところを御説明申し上げます。

1点目といたしまして、薬剤師を養成する役割であります6年制課程におけます学部の新設、収容定員増につきましては、抑制方針を取ること。

ただし、薬剤師の地域偏在が指摘されておりますので、地域における需要が将来的に見通しの立つような場合に関しましては、例外として取り扱うというところでございます。

また、定員未充足の既に存置している大学についても、私学助成の減額率の引上げや不交付の厳格化といったものを通じまして、定員適正をしっかりと図っていくということ。

また、これらの取組につきましては、一定期間経過後、例外措置の見直しも含めて、しっかり検討していくということ。

加えて5ポツでございますが、資料として一番最後の5ページに制度を記載させていただいておりますけれども、薬剤師の養成に関しましては、一番下の左端にあります6年制の薬学部で養成しておりますが、医薬品の研究開発等の薬科学に関する多様な知見を有する人材の育成は、4年制の学部、その先、修士等に行って、専門知識をさらに充実するといった養成コースという2元的に運営しているところでございますが、4年制の学部という部分に関しましては、引き続き医薬品の開発、そして研究者養成の必要性を鑑みまして、抑制方針には含まないというところを報告書としていただいているところでございます。

引き続き、これらの報告をいただくのに当たりましての現状について御説明申し上げます。2ページを御覧いただければと思います。

左上にもございますとおり、現状と課題でございますけれども、現在、薬学部に関しましては79学部ございますが、平成15年から平成20年度にかけて28学部増設、近年でも公立、私立それぞれ新設がされているということで、平成14年から見ますと、平成16年時点が46学部、そして現在79学部ということでございますので、学部数にして1.7倍、そして定員ベースでいきますと1.5倍の増という状況でございます。

これに対して、次の○でございますけれども、既設の大学においても、これまで定員の見直しという取組はされてきたところでございまして、過去10年、1割削減してきているところでございますけれども、ただいま御説明申し上げましたとおり、新設の大学の参入によって、それを大幅に上回る定員増、学部増という状況になっているところでございます。

こういったことも併せまして、志願倍率、入学志願者数は現状、減少が続いているところでございまして、左下に整理しておりますけれども、入学定員充足率が8割以下になっている大学が約3割に到達しているところでございます。

また、6年の修業年限で薬剤師を養成することを前提とした養成制度になっているところでございますけれども、6年の標準修業年限で国家試験に合格する状況につきましては、右下の図3にございますとおり、赤が国立、緑が公立、私立が青でございますけれども、全体として中央値でも65%ということで、大変厳しい大学におきましては、標準修業年限で合格する方については2割強にとどまる状況になっております。

3ページでございますが、今、御説明申し上げました標準修業年限での国家試験合格率でございます。それぞれの設置者別の国公私に加えまして、さらに平成15年以降に新設された大学を黄色のマーカーで付させていただいております。

ここに見ていただきますとおり、新設で平成15年度以降開設された大学が全体として非常に苦戦しているという状況で、標準修業年限における国家試験合格率が低迷する要因という状況につながっているところでございます。

4ページは、6年制薬学部における退学の割合でございます。これも同じく黄色のマ-

カーで付しましたのは、平成15年度以降新設されている大学でございまして、大変厳しい大学におきましては、1学年の中で半数を超える6割近くに到達する学生が退学をするというような状況になっているところございまして、質を確保しながら人材養成をしていくということについて、非常に課題を有している状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、先ほど申し上げました1ページに戻らせていただきますけれども、薬学部の質を保ちながら人材養成をしていくということについて、今般、入学定員の抑制をしつつ、既存の大学についての定員の適正化をしっかりと進めていく必要性から、今回、定員の抑制の方針が取りまとめられたところでございます。

文部科学省からは、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方の御意見を伺いたいのですが、その前に一つだけ私から御質問があります。明らかに過剰なわけですから、定員数に満たなかったり、退学者が非常に多い大学に対して、薬学部を退出させていくプロセスは、今はどういう手段によって促進しておられるのでしょうか。

○伊藤課長 大学全体での取組につきましては、例えば大学経営に課題がある学校法人に対して、平成30年からは経営指導を強化して、撤退を含む早期の経営判断を促す指導といった仕組みも創設しているところでございます。

また、既存の大学で学部を開設していて、収容定員が充足していない、大幅な未充足に至っているような大学の場合、新たに学部の設置と収容定員増は認めないとする制度改正も予定しているところでございます。

ただ、今申し上げましたのは、大学全体の改革でありまして、薬学部に特有の課題ということで、薬学部の定員を早期に適正化していくということに関しましては、先ほど申し上げましたとおり、これまでも有識者会議で課題のあるところのフォローアップということでヒアリングをさせていただきながら、自主的な定員削減も含めた質の向上を促してきたところございまして、そこは先ほど1,000名ほど定員削減が既に実施されているところを紹介しましたが、それを上回る新設の大学がまた入ってきて、また課題ができていくという状況ございまして、新設が重なることによる定員割れと志願者の急減による質の確保については対策が急務だと考えております。

これからの話ということで、我々がさらに強化していかなければいけないと考えておりますのは、今回の1ページの報告書でも指摘いただいておりますけれども、さらに定員未充足の大学で薬学部ということに関しまして、さらに私学助成における交付の厳格化により定員規模の適正化を促していくということ、あわせて、先ほど見ていただきました卒業率、国家試験合格率等々、ある情報をしっかりと公表していくということ。こういったことを通じて大学に改革を促していくということが、さらに一層取組として必要だと考えておりますので、そこはしっかりやっていきたいと思っております。

○八田座長 先ほど非公開にしてほしいとおっしゃった3ページと4ページですけれども、

私が思うには、これは受験生にとって最も貴重なデータだと思うのです。今、国家試験合格率は公開するとおっしゃったけれども、これは受験生に対しても公開していかれる予定なのですか。

○伊藤課長 この会議のこの時点におきましては非公開データが含まれておりますけれども、今後、しっかり情報は整理して、受験生のために必要な情報として公表していくこととともに、大学に改革を促すという観点から情報公開は必要だと思っておりますので、そういった取組をしっかりしていきたいと思っております。

○八田座長 大学に改革を促すよりも、やめてもらいたいということですね。退学者のリストなどがもし公表されたら、誰も受けに来ないでしょうから、そういうことを積極的にやるべきなのではないですか。

というのは、これを見ますと、国家試験合格率は、新しくできたところでも中央値よりも上のところはある。それから、昔からあるところで中央値をはるかに下回るところがあるので。新設とか旧設とかよりも、ダメなところが出ていく制度が必要なのではないかと思います。

今の情報公開をしていくということだけでも、退出に対してどういう手順をし、それから、そこに在籍する学生さんをその後どのように面倒を見るかということまではお話がなかったと思います。

そういうことで、これから委員の方々の御意見を伺いたいと思います。御意見のある方はよろしくお願いします。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 今の八田座長の御質問と全く一緒なのですけれども、おそらく薬学教育としてあまり効率的でないところに退出していただくことが基本だと思うのですが、今打ち出している新設とか定員を増やすということについて抑制をするというのは、何で新しい主体がうまくやれなくて、今までの主体についてはうまくやれるという前提に立つことができるのだろうかというのがよく分からないのです。

要は教育についてあまり効率的なものがないということについては、3ページ、4ページの資料でかなり明らかになっているわけですから、こういったうまくやれていないところにつきましては、マーケットの働きで退出いただくか、あるいは文部科学省のほうできちんと厳しい措置を取っていただいて退出いただくということだと思います。

新しく入ってくる組織を一律に禁止したり抑制するというのは、全く理由がないように私は思うのですけれども、その部分はきちんとお答えいただいたほうがよろしいのかなと思います。

○八田座長 文部科学省、どうでしょうか。

○伊藤課長 文部科学省から御説明申し上げます。

まず、既存の大学に対しての的確な対応に関しましては、今回1ページにもございますとおり、定員が未充足しているような大学に関しては、しっかり定員の見直しをしていた



だくということで、私学助成等の減額率の引上げ、不交付等、また先ほど申し上げました情報の公開によってしっかり対応していきたいと思っております。

ただ、これだけでは、先ほど需給推計について厚生労働省のほうから御説明がありましたけれども、現状の定員を維持した場合、明らかな供給過剰、推計でも現行の定員の2割を削減してもなお供給過剰というような状況に至るといふ推計が示されている中で、先ほど先生に御指摘いただきました、ある意味、時間をかけて実績に基づいて定員をその後見直していただくことについては、今後定員を2割削減していかなければいけないという見通しが示されている中で、計画的に対応することは非常に困難だと思っております。

加えて、需要に対するしっかりした人材育成の必要性として、地域偏在に対して、一部地域において将来的にも薬剤師の需要が引き続き見込まれるところに関しては、今回、引き続き制度としても対応が可能とするような形での例外措置を併せて対応していくこととしており、必要な人材需要に関しては、しっかり教育を提案できる大学に関しての新設が可能な対応にしていくということが今回方向性で示されておりますので、そういったことを前提とした制度設計を考えていきたいと思っております。

○中川委員　そもそも公的なセクターが需給調整をする必要があるのかというのは、私は非常に疑問なのですが、その前に、私の質問は要するに新しい方がうまくやれて、既存の方がうまくやれていないことが分かっているのに、新しい方だけを規制するということが合理性があるかということをお質問したのですが、それは全くお答えいただけないように思います。

新規にやる人がすごくうまくやれる可能性があって、既存で全然うまくやれていない人がはっきりしているような場合に、新規に参入する人だけを抑制することについての合理性が全く御説明いただけないように思うのです。

○伊藤課長　3ページ、4ページでお示しさせていただいたとおり、まさに平成15年以降新設された大学が全体として国家試験の合格率について低迷している状況、また退学者を多く出している状況になっております。

○中川委員　うまくやれていないところについては退出を促せばいいのであって、新設を抑制するという話ではないと思います。

○伊藤課長　ただ、今申し上げたとおり、こういった新規参入によって定員削減の努力を上回る4倍増という形で定員が増加する状況の中、一方で、定員削減が今後少なくとも2割は必要だといふ推計が出ている中で、どのような形で実現していくかといったときに、政策的には、総合的な必要性ということで定員の抑制の必要性が今回協力者会議でも示されたといふことは認識しております、示された方向性を重く受け止めているところです。

○中川委員　全然お答えいただけないように思いますけれども、皆さん手をお挙げになっていますので、私は取りあえず結構です。

○八田座長　要するに既存のダメなところをもっと強力で追い出す仕組みがないではないかというのがポイントで、それはまた後でお答えいただきたいと思っております。

順番としては、まず菅原委員、それから原委員の順番でお願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

基本的に八田座長、中川委員と同じ意見です。まず一つ質問ですが、平成30年以降で退出した大学は実際に何件あるか教えてください。

次にコメントですが、需給バランスを取ったり、資源配分は政府がやるよりも、マーケットでやるほうが公正さを担保できると考えます。

先ほどから御説明があったように、質の向上は共通した認識だと思います。ただ、質の向上の手法として、新規参入を押さえるやり方が本当に効果的なのか。退出ルールをきちんと決めて、退出することも担保し、入口と出口のところをオープンにすることが重要ではないかと思います。

また、先ほど情報公開の話がありました。情報公開の徹底は当然ですが、同時に大学の評価をしっかりとすることで、選ばれる学部の基準を明確にする。学生の立場に立ったときに、よりしっかりと学べる、かつ国家試験に合格ができる、それによりマーケットに出て優れた薬剤師として活躍していくという流れをつくるためにも、退出ルールのスキームの検討を加速化させるべきだと思います。

以上です。

○八田座長 それでは、原委員、お願いします。

○原座長代理 ありがとうございます。

資料でもお配りしておりますが、委員の一部で意見を先に出しております。

先ほどから議論になっている点と重なりますけれども、役所による需給調整は、基本的には既に役割を終えたということだと思います。

御説明もあったように、薬学部の数が多過ぎる、質の低い学部が増えているという問題があるわけですが、これは退出が円滑になされていないことが原因なので、円滑な退出のためのルールを定める、優れた新規参入を受け入れるということが教育の質を高める道筋だと思います。既得権益に溺れて教育の質を低下させてはいけないということだと考えています。

先ほど中川委員が質問されていた何で新設の禁止なのかと。文部科学省の言葉で言うと抑制ということだと思いますけれども、新設の抑制なのか、禁止なのかということをもっとお答えいただかないといけないというのが一つ。

あと、先ほどの御説明の中で、新しくできた学部のできが悪いのですという説明を一生懸命されようとしているようなのですが、それはむしろ文部科学省の新設認可が甘かったということではないのですか。その検証はされているのでしょうか。しっかり検証されたほうがいいのではないかと思います。これが二つ目です。

それから、八田座長も言われた情報公開の点ですが、時間がないので今お答えいただかなくていいのですけれども、4ページの資料などは全部公開データですね。全部公開されたらいいのではないのでしょうか。

退学データとかが全部公開されているのかどうかよく分かりませんが、少なくとも八田座長が言われたように全面的に公開すべきなので、全て公開するという前提で事務局とさらに調整していただきたいということです。

以上です。

○八田座長 文部科学省から、今の御質問に対するお答えをお願いします。

○伊藤課長 退出の円滑な促進につきましては、複数の委員の先生からの御指摘でありますので、まとめて御説明させていただきます。こちらについて説明が繰り返しになりますけれども、1ページの今回の報告書でもありますとおり、課題のある定員未充足の大学に関しては、一層の定員の適正化をしっかりと進めていきたいと考えております。

その手法といたしましては、財政的な観点とともに、先ほど評価というところでお話しいただきました。こちらも第三者評価についてしっかりと進めていくようにというのが、今日、協力者会議の報告の抜粋は定員抑制の部分を中心に御用意しておりますが、第三者評価の充実というところについても併せて指摘されておりますので、評価機関においてもしっかり学生の適正な入試ということ、そして入学後の教育の状況、またその後の進路への実現の状況は、第三者評価でしっかり評価していただいた状況も併せて、第三者評価の実質化も促していきたいと考えているところでございます。

加えて、退出というところについては、これらの取組は当然に抑制下においてもさせていただきますけれども、なぜ抑制が必要なのかということに関しましては、先ほどから申し上げます新規大学が参入して、そして既存大学が定員削減していくというような、これまでも結局そのような形で設置認可に関しては抑制なく、平成15年以降対応してきたところでございます。しかしながら、削減を上回る大幅な新規参入につながっているということで、今後の見通しの中では、全体として既存の定員の2割は削減していく必要があるという状況を鑑みますと、一定の定員のコントロールが必要ということで、定員抑制における改善を進めていく必要があるというのが今回の報告書の方向性でございます。

○原座長代理 原です。

同じ説明を何度もしていただいてもしようがなく、退出の円滑化のために今考えていることだけでは足りないから新設の抑制をやるのだと言われているのですけれども、私たちは退出の円滑化をさらにやればいいのではないですかと言っているのです。

○伊藤課長 定員のしっかりした見直しは進めていきたいと思っております。

○原座長代理 足りないと言われているのでしょうか。だから、足りるようにやってください。

○伊藤課長 ただ、御指摘の状況下で、例えば新規参入が可能な状況の中でやっていくということになりますと、先ほど申し上げたように、これまでの状況下でも削減を上回る新設大学の参入という状況がありまして、定員削減がなかなか進んでいないという現状がございまして、今後、定員の2割削減が必要であるという状況から考えますと、一定の定員の抑制が必要だということが今回いただいた方向性だと認識しております。

加えて、先ほどの2点目の新規の設置認可に関して、十分質のチェックができていないのではないかと御指摘についてでございますけれども、こちらに関しては、これまでの規制改革の流れというところで、事前規制から事後チェックの中で最初の設置認可については全体として最低限必要な基準に厳選するということにされたという経緯もありまして、最低基準としての大学設置基準を満たすということをスタートラインとして、その後、大学の自己点検、評価というところで、質を高めていただくということが、全体としての大学の質保証システムの前提となるということがこれまでやってきたところでございます。

ただ、その中において、先ほど3ページ、4ページで見ていただきましたような状況下になっておりますので、こちらに関しましては、分野についての需給抑制に関する制度を持っております制度所管官庁からの政策的要請を踏まえて、今回、協力者会議でも抑制の方向が必要だという方向性をいただいたというところでございます。

最後にデータというところに関してでございますけれども、これから大学における現状については、我々文部科学省としても全体として分かりやすい情報の提供はしっかり促していきたいと思っておりますので、今回のこの会議における資料について直ちに公表ということは、事後の了解ということで、大学にまだ了解をいただくという調整が十分ではありませんので、今後しっかりした大学の現状についての公表は、別途進めていきたいと思っております。

私からは以上です。

○原座長代理 一言だけいいですか。

新設の認可に関しては、現状を見ると、最低限のチェックすらできていないのではないですかということで、先ほど申し上げました。

それから、事後チェックに転換をしたと言われるのですけれども、事後チェックは全然できていないわけです。だからこんなに問題になっているので、それはしっかりやってくださいということを行っているわけです。

○伊藤課長 大学の事後チェックについては、認証評価制度という大学全体の経営の評価というところで。

○原座長代理 事後評価の話とかは大体皆さん知っている話なので、ほかの委員の方々も質問があると思いますので、説明はいいのではないかと思います。

○伊藤課長 分かりました。

○八田座長 次に阿曾沼委員、落合委員の順番にしますが、一つだけ。最低限の基準さえ満たしていればいいとおっしゃったけれども、要するに既設のものも含めて国家試験の合格率が3割以下という大学がいくつもあるということでは、その基準自体を高めるべきではないかと思うのです。これは需給調整のためではないのです。質の担保なのです。だから、今はどんなに質のいい大学が応募しても全部ダメというのを文部科学省の方針にしようとしているわけだけれども、そうではなくて、一定の質を満たす大学はきちんと入れましょう。けれども、従来のように甘々で、全くいい加減な設置をやっているところはやめ

ましよう。そういうことにしたらどうですかというのが原委員の意見だと思います。

それでは、次に阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

多くの委員の方が質問し回答をいただきましたが、質問しても同じ回答を頂くのだらうと思いますので、私は感想だけ申し上げます。また御回答が特に必要なら後で文書で頂ければと思っています。

まず一点目ですが、薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会の答申が客観的かつ合理的な答申なのか疑問も持っております。薬学部教育の本質は、よい人材を輩出することだと思いますが、その意識が欠如しているのではないかと考えてもしまいます。仮の前提の積み重ね、結論ありきの前提を中心に、数の問題の結論を導いているのではないかと考えています。

おっしゃるように、色々やっていたらということではありますが、平成18年、2006年に6年制になりましたが4年制もそのまま残しました。そして新設を申請した大学は、基本的な最低限の条件で認可をしました。そうだとすれば、今の結論はその当時でも予測がつく当たり前の結論になるのだと思います。

基本的に今後10年間は需給が均衡するけれども、10年以降についてはこうなってきます、あぁなってきますという仮の前提での推計を積み上げて、参入障壁をつくるという結論を出すこと自体が、私はおかしいと思っています。

第二点目ですが、課長は20%削減、20%削減と繰り返しおっしゃいましたが、20%削減の客観的かつ合理的な根拠はないのではないのでしょうか。何回聞いていても納得できないなと思っています。抜本的に改革しない限り、きちんとした需給の在り方はないと強く思います。

順番からすれば、既設の大学の退出の在り方を至急検討することがまず最初であろうと思います。それと並行して今後の新設の在り方について議論をしていく。入り口のチェックをどうするか、事後のチェックをどうするかということを抜本的に考え直していくことが必要だと思っています。

時間もございませんので意見だけ申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、落合委員、お願いします。

○落合委員 ありがとうございます。

私も、既に先生方がおっしゃられています、何点か質問とコメントをさせていただきたいと思います。

まず、阿曾沼委員から厚生労働省での検討会での取りまとめについてお話をいただきました。取りまとめの中で、概要で書いていただいている中では、学力の更なる低下により、合格が困難な学生がさらに増加する可能性や、学生が薬剤師に魅力を感じなくなる可能性

のようなこともおっしゃられております。

しかしながら、情報が少ないからといって、どの薬学部も区別がつかずに入ってしまうと、あまり実績がないところに入ってしまったって、結果として後悔してしまう事例が起きると思われまます。それがマイナスの評価として捉えられることがありうると言われているのではと思うのですが、むしろ今日の議論の中で申し上げますと、基本的な大学の成績自体、合格率や退学率について、情報をブラックボックスになるようにしてしまっている部分があり、しっかり適正に判断できない状況が生じていることも影響すると思っています。そういう意味では、しっかり情報として開示をしていただくことが重要なのではないかというのが一つ目です。

二つ目としましては、事後のチェックで、自己チェックでダメだったということですので、そうすると当然次にある処分は、例えば監査に入るであったりとか、もしくは行政処分を行ったり、許認可の取消しなどに進んでいくということかと思えます。一般的な行政であれば、当然ながら、自主規制に委ねてダメだったら強制的な形で介入をしていくことになるはずで。

そういう意味では、ここ10年ぐらいの間で自己チェックがうまく行っていなかったと急に分かったわけではないと思っています。報告書自体を厚生労働省のほうでまとめていただいたのは最近のことであるとしても、合格率の低迷等については今に始まったことではないというのが御説明だったと思います。しかし、そういった強制的な手段は今まで取られてきたのかどうか、またどの程度取られていたのかです。そして、今後、強制的な措置をどの程度行っていく可能性があるとお考えになっているのか、これを伺いたいのが二つ目です。

三つ目として、新設の大学の合格率が低いとおっしゃっていただきました。具体的に大学のどういう体制のどういう部分がダメだったのかについては、文部科学省はどのように考えられているのでしょうか。特に大きく問題だったところがどこなのでしょう。それは基準の問題なのか、審査の問題なのか、このあたりをどのように振り返って、次の手を打とうとされているのでしょうか。

この三つについて伺えればと思います。

○八田座長 文部科学省、お願いします。

○伊藤課長 まず、1点目の需給見通しのところについてでございますけれども、薬剤師の制度の所管官庁の厚生労働省が示されている今回の需給見通しと、それを踏まえた政策的要請があったということで、それを踏まえた対応をさせていただくところでございます。

2点目は、これまでの薬学の教育の質の取組について、どのような取組をしてきたのかという御指摘と捉えてよろしいでしょうか。情報公開が不十分であると。

○落合委員 そのとおりです。情報公開が不十分であるということもございます。

○伊藤課長 情報公開が不十分というところにつきましては、これまでも我々は協力者会議でフォローアップして、情報公開の在り方というところで、ホームページで自ら大学が

学生のその後の進路の状況といったものも積極的に公開するよにということとは、これまでの協力者会議での報告ということで促してきたところでございます。

加えて、大学の質の保証というところで、大学の組織全体の認証評価という大学評価に加えて、薬学部の評価というところで、学部における第三者評価も評価団体が立ち上がり、薬学部のそれぞれの教育について評価をし始めたというところで、薬学部の教育の質の向上のための改善の手立てが打ち始められているというところではあります。

ただ、状況としては、先ほど御説明申し上げましたとおり、全体としての国試合格率の状況については、まだまだ改善に至っていないという状況でございます。

最後に、こういった課題のある大学はどういったところに課題があると認識しているかということの御指摘でございますけれども、今回、この協力者会議でも、国試合格率ほか定員の未充足の状況が厳しい大学にヒアリングをさせていただいております。その中で出てきている課題でございますけれども、一つは入学選考の適正化が必要であるというところではあります。薬学部の6年間でしっかり学習が必要となる内容にきちんと耐え得る資質能力があるのかというところを入学時でしっかり見ていくという意味において、学力の観点、また学生の学習意欲についての確認が必ずしも十分ではない大学が多くありました。

また、学内におけるそういった課題のある学生に対しての支援体制というところで、学生に対しての課題をしっかりと分析して教育課程に生かすという情報の分析と、それを教育課程に生かすIR分析が十分でない大学が散見されました。こういった課題が今回の協力者会議の中でも指摘されておりますので、第三者評価の観点でも、これからしっかりとそういった課題を見ていっていただきたいと思っておりますので、今回協力者会議でも、第三者評価の更なる充実というところで、この視点についても指摘されているところでございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、本間委員、お願いします。

○本間委員 薬剤師になるかどうかは個人が将来を見て決めることであって、国がどうこう言う話ではないということが1点です。そのための情報提供は国の役割だと思いますので、3ページ、4ページにあるような情報はどんどん開示してほしいところです。

優秀な学生の確保というような言葉が散見されるわけですが、優秀な学生の確保をするのは大学経営の問題であって、国が指図する話ではない。国がすべきこと、国の役割というのは、個々の大学の優秀な学生の確保というよりは、この件に関して言えば、優秀な薬剤師の確保ということに尽きると思うのです。

定員が増えたら、優秀な薬剤師の確保が困難なのかといったら決してそうではなくて、むしろ新設大学を含めて、国家試験の合格率の低い大学があるということは、クオリティーコントロールがきちんとなされていることの証左でもあると思うのです。ですから、ここは皆さんがおっしゃるように、参入、退出を自由にやる。その中でクオリティーを高め、優秀な薬剤師を確保していくことが健全な姿であって、定員を固定化していくと

いうことは、むしろこれまで薬学部を新設した大学、あるいは既設の大学の既得権益になっていく恐れがあると思うのです。ここは皆さんが退出の話をたくさんされましたので、それに全く同意するわけですけれども、クオリティーコントロールということであれば、まさに薬剤師のクオリティーコントロールを第一に考えるべきだと思います。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、ちょうど時間になりましたので、大体お話は伺ったのですけれども、ほかに委員の方で最後の質問はありませんか。

落合委員、どうぞ。

○落合委員 先程御回答いただきましたが、その中で、一部の大学である程度水準の設定自体が低かったことを問題として認識されていることもあると認識しました。そうであれば、水準をしっかり引き上げて、一定に保ち、それより下の大学については、しっかりサンクションをかけつつ、一方で、新規参入自体は抑制しない形にしていっていただくことが施策としては適切ですし、最終的に質の担保も今より向上する形になるのではないかと思います。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から、最後にコメントはありますか。

○伊藤課長 御指摘ありがとうございます。

我々、重ねて申し上げたいのは、既得権益の確保ではなくて、まさに今、課題のある大学の課題解決のために、集中改革期間として今回の定員の見直し、そして大学におけます教育課程の見直し、入学選考の見直しといったものをしっかり進めていきたいということで、今回いただいた協力者会議の報告を踏まえて、対策をしていきたいと考えております。

加えて、先ほど新規参入というところについて、質の低いということを御指摘いただきましたけれども、薬学部を新設する場合に関しては、見るべき視点は教員と施設、教育課程の内容の方針をいただいて認可をするというのが先ほど申し上げました最低限の設置基準認可で見ている観点でありまして、実際に教育を実施された後、本日御説明した3ページ、4ページのような状況に至っているという状況でございますので、こういう厳しい状況にある大学の改善というところも、今回、定員の改革の中で対応していきたいと思っております。

それが結果として、優秀な学生というよりも優秀な薬剤師の確保というのがきちんとした医療を実施するために必要な方策だと思っておりますので、優秀な薬剤師の輩出ができる定員の管理にしっかり取り組んでいきたいと考えておりますし、その中で必要な情報公開については本日指摘いただきましたので、改めてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

よろしく申し上げます。



○八田座長 どうもありがとうございました。

今日の議論はすれ違ったところはかなりあると思いますが、私どもの提案はかなり明快だったのではないかと思います。要するに質の悪いところに関しては、新設だろうが既設だろうが退出してもらうことが必要で、それは経営上の問題ではあるのですが、第三者機関がやるということは、課題解決の提案ばかりやっていて、どうやったら学生に迷惑をかけずに退出するかというプロセスがどこからも聞こえなかったということが大問題だろうと思います。

そして、全般的に見れば新設のところでの基準をきちんと上げて、本当に質のいい大学は入ってもらい、ダメな大学は新設の段階で入らないようにするというのは、需給調整ではなくて質のコントロールになるのだと思います。

今まで既存も含めてダメなところがいっぱいあるにもかかわらず、受験生に情報公開させないでやってきたから、生産性の低いところまでどんどん新設しようとしてきたのだらうと思うのです。新しく新設するというのは質をメンテナンスしなければ生き延びていけないということを応募する大学に認識させることが重要なのではないかと思います。

質に関係なく新設を禁止することに、我々の国家戦略特区ワーキンググループとしては全面的に反対です。退出の整備をきちんとする。それは既得権益にとっては一番嫌なことですが、それをすることを是非要望したいと思います。

それでは、事務局、何かありますか。

○正田参事官 事務局からはございません。

○八田座長 それでは、お忙しいところありがとうございました。今後ともよろしく願います。